

自動販売機設置事業者募集要項

長野市では、行政財産の余裕がある部分の有効活用を図るため、自動販売機の設置場所として、下記物件の貸付けを一般競争入札により行います。

自動販売機設置事業者で入札に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け
- (2) 貸付物件 貸付物件一覧表のとおり
- (3) 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、貸付物件一覧表に特記がある場合は、この限りではありません。
※期間の延長及び更新はできません。

(4) 販売商品の種類

販売商品の種類は、仕様書の販売商品の種類欄に記載のとおりとします。

(5) 貸付料

1年間の貸付料は、屋外設置は非課税、屋内設置は課税となるため、屋内設置分の落札金額は入札により決定した金額に100分の110を乗じて得た額とします（ただし、消費税率の変更があった場合は、その率により読み替えます。）。

なお、1円未満に端数が生じた場合はこれを切り捨てます。

貸付料は、毎年度、契約の定めるところにより、原則として、各年度の貸付期間の初日から30日以内に当該年度の貸付料を一括納付していただきます。

当該年度の貸付期間が1年未満であるときの貸付料の額は、月割りによるものとします。また、1箇月未満の端数があるときは切り上げるものとします。

(6) 必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する費用（電気料算定用子メーター設置費を含む（水道料が必要な場合も同様とする。））、移転費及び維持管理費その他必要とされる一切の経費は、設置者の負担とします。

なお、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、貸付時に設置していただく子メーターの計測値から算出した額を、長野市が発行する納入通知書により、指定する期限までに納付していただきます。

(7) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

物件ごとに定める「仕様書」等のとおりとします。

2 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿への登録

一般競争入札へ参加される場合は、長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）へ登録が必要となります。なお、契約において維持管理業務を維持管理者に行わせる場合には、維持管理者も上記登録が必要になります。

3 一般競争入札参加者資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167条の4 第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。また、維持管理業務を設置業者以外（維持管理者）に行わせる場合は、維持管理者も登載されていること。
- (3) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- (4) 法人には、長野地域連携中枢都市圏域内※に本店、支店又は営業所等を有し、個人には、長野地域連携中枢都市圏域内に住所を有すること。
※長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町のいずれかの市町村内
- (5) 市税を滞納していないこと。

4 一般競争入札参加申込

入札に参加を希望する者は、「自動販売機設置事業者入札参加申込書」及び必要書類を下記提出先に持参してください。

- (1) 受付期間 令和8年1月30日（金）から令和8年2月12日（木）まで
(土・日曜日及び祝休日を除く)
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時
- (3) 提出先 長野市総務部管財課（長野市役所 第二庁舎4階）
- (4) 提出書類（提出部数各1部）
 - ① 自動販売機設置事業者入札参加申込書（様式1）
自動販売機設置事業者入札参加申込書（維持管理を維持管理者に行わせる場合）（様式1-2）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 業務実績書・サービス拠点申告書（様式3）
 - ④ 設置する自動販売機の資料（カタログ等）
 - ⑤ 許可書の写し（該当する場合のみ）

※①②③は、資格者名簿登録時に使用印鑑届の使用印欄に押印した印鑑を使用してください。

また、様式は長野市ホームページからダウンロードしてください。

※④⑤は、写しても可とします。ただし、④はカラーコピーとします。

また、⑤はカップ式自動販売機を設置する場合は喫茶店営業となり、牛乳を販売する場合は乳類販売業となり、いずれも保健所の食品営業許可が必要となりますのでご留意ください。

※維持管理業務を維持管理者に行わせる場合には、維持管理者分の②③も同時に提出してください。

（5）入札参加資格の確認

入札参加申込受付後、入札参加資格の有無について確認し、その結果を入札参加確認通知書により入札参加申込者あてにFAXで送信します。提出書類の審査の結果、資格要件を満たしていない場合は入札に参加することができません。

なお、設置予定の自動販売機が仕様に適合しないと認められる場合は、入札参加申込者に対し、機種変更を指示する場合があります。

(6) 入札参加申込みの無効又は失格

次の事項に該当する場合は、入札参加申込みを無効又は失格とします。

- ア 申込書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかつたとき。
- イ 申込書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申込書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申込書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他、不適当と認められるとき。

5 入札の方法

自動販売機の設置に係る期間入札要領による期間入札とし、次のとおり実施する。

- (1) 入札書の提出方法は、一般書留若しくは簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参のいずれかの方法により、指定する期間内に提出してください。

ア 宛先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市役所 総務部管財課 行

- イ 一般書留又は簡易書留による配達指定日は、令和8年2月26日（木）です。
- ウ 提出期間 令和8年2月25日（水）から令和8年2月26日（木）まで
- エ 提出時間 午前9時から午後5時まで（ただし、2月26日は、午後4時まで）

(2) 提出書類

- ア 入札書（様式4）
- イ 入札を委任する場合は、委任状（様式5）

(3) 入札書などの記載

- ア 入札書に必要事項を記載して、記名押印（資格者名簿登録時に使用印鑑届の使用印欄に押印した印鑑）してください。
- イ 入札書は、黒インク等消えにくいもので明確に表示し、誤記又は脱字のため加除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。
- ウ 入札書に記載する金額は、貸付期間中の年額とし、消費税等相当額を除いた金額を記載してください。
- エ 入札を委任する場合、代理人は入札書に住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

(4) 入札書などの封入方法

- ア 封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により2箇所を封印してください。委任の場合は、委任状も同封してください。
- イ 封筒の表面に「貸付物件」「所管課」「開札日」「商号又は名称」及び「入札書在中」の旨を記載（貼り付け用紙（様式6）を切り取って糊付けしても可）してください。

- (5) 入札回数は、1回とします。ただし、初度入札において予定価格（最低入札価格）以上の価格の入札がない場合で必要と認めるときは、辞退無効の者を除いて再度の入札を行えるものとし、その際は、電話又はその他の手段により連絡します。

6 入札事項など

(1) 入札保証金

入札保証金（入札金額の 100分の 5以上に相当する金額）は免除とします。

ただし、契約を締結しない場合には、入札保証金と同額の違約金を納付していただきます。

(2) 入札書などが提出期限までに管財課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなします。

(3) 期間入札の場合、入札者が1者のみの場合も有効とする。

(4) 入札の無効

長野市契約規則第18条各号に掲げるもののほか、次に該当する場合も無効とします。

- ア 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれかの方法でないとき。
- イ 公告等で指定した日を配達指定日とする郵便でないとき。
- ウ 複数の入札書が入っているとき。
- エ 封筒に入札書又は委任状以外のものが入っているとき（公告等による指定を除く）。
- オ 封筒に入札書に押印した印で封印がされていないとき。
- カ 封筒が封かんされていないとき。
- キ 封筒に開封された形跡が認められるとき。
- ク 封筒を含む提出書類に入札参加者の商号又は名称の記載がないとき、記載された事項が判読できないもの若しくは記載された商号又は名称が一致しないとき。
- ケ 封筒に記載された貸付財産名等、所管課名及び開札日が公告等と一致しないとき。
- コ 入札書に記載された貸付財産名等が公告等と一致しないとき。
- サ 入札書の金額が訂正されているとき。
- シ 入札者が連合して入札したとき。
- ス 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- セ 代理人が入札する場合において、入札書に代理人の記名又は押印がないとき。
- ソ 入札者が、提出した入札書の引換え又は撤回をしたとき。
- タ 同一の物件に対し、設置事業者とその契約において維持管理者となる者の双方が入札したとき。
- チ その他期間入札に関する条件に違反しているもの

7 開札

(1) 開札の日時・場所

貸付物件一覧表に記載のとおり

(2) 開札は、公告等で示す日時及び場所において公開で行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。開札における入札者の立会いは、これを妨げません。その際、入札参加者であることを確認する場合がありますので、名刺等入札参加者であることを確認できるものを持参ください。

ア 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。

イ 落札となる価格の入札者が2人以上あり、当該入札者が全員立会っている場合は、その場でくじ引きを行い、落札者を決定します。そうでない場合は、後日、くじ引きを実施するものとし、くじ引きの日時及び場所について電話等で連絡します。

後日実施するくじ引きの際、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に關

係のない長野市職員がくじ引きをします。

ウ 初度入札で予定価格（最低入札価格）以上の入札がない場合は、辞退並びに無効及び失格の入札をした者を除いて、再度入札を行うことがあります。

再度入札を行うこととなった場合は、入札書の提出期間及び開札日時等を電話等により連絡します。

再度入札による入札書（第2回）の提出は、自動販売機の設置に係る期間入札要領第5条の規定により、一般書留若しくは簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。

エ 再度入札をしてもなお予定価格以上の入札がないときは、最高価格の入札者から見積書の徵取を行います。

オ 1回見積書を徵取してもなお予定価格以上でないときは、不調とします。

(3) 落札者の決定

長野市が前もって設定した予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(4) 落札者の公表

入札に関する情報（落札額及び落札者の氏名（法人の場合は法人名））については、長野市公式ホームページに掲載し公表します。

(5) 落札者の取消

次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取り消す場合があります。

① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きを行わなかったとき。

② 落札者が入札参加者としての資格を失ったとき。

③ 落札者が本件の相手方として不適当と認められる場合。

(6) 入札の延期又は中止

天災地変、その他やむを得ない事由で入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行若しくは開札を延期、又は中止することができます。

この場合の入札者が要した費用は、入札者の負担とします。

8 契約

(1) 契約の締結

ア 落札決定後7日以内に、市有財産賃貸借契約書により契約を締結しなければなりません。

イ 賃貸借契約は、長野市が落札者とともに市有財産賃貸借契約書に記名押印したときに確定します。

ウ 契約に要する費用は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長野市に納付しなければなりません。

イ 契約保証金は、貸付料等の納付が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。

- ウ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復及び光熱水費の納付を確認後、借受人（落札者）の請求に基づき返還します。
- エ 契約保証金は、その受入期間について利息はつけません。

(3) 契約の解除

- 次に該当する場合、市は賃貸借契約の解除ができるものとします。
- ア 市が、施設の管理運営上必要と認めるとき。
- イ 市が指定する納期限後3箇月以上経過してもなお貸付料等の料金が納付されないとき。
- ウ 設置者あるいは維持管理者が入札参加資格等を失ったとき。
- エ 誓約書に反する事実が判明したとき。
- オ 設置者あるいは維持管理者が自動販売機の管理運営に支障があると市長が認めたとき。

9 問い合わせ

(1) 物件（設置場所、仕様等）の詳細について

貸付物件一覧表に記載の物件番号に係る所管課

(2) 上記以外の入札全般について

長野市 総務部管財課（長野市役所 第二庁舎4階）

電話 026-224-5016（直通）

10 その他

現地（設置場所）確認

現地確認を希望する場合は、それぞれの所管課へ申し出の上、確認をしてください。

なお、入札参加予定者を対象とした現場説明会等は予定しておりませんので、ご自身で入札物件を確認し、現況を熟知した上で入札してください。

自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、入札参加申込みまでに設置場所の確認をしてください。

付 記

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、長野市財務規則（平成6年 長野市規則第3号）、長野市契約規則（昭和60年長野市契約規則4号）及び長野市の指示によることとします。